

○青森県県土整備部建設関連業務共同企業体取扱要領

令和7年9月17日青監第474号

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部における建設関連業務（青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。）第1条に規定する建設関連業務をいう。以下同じ。）の委託契約について、共同企業体の方法によろうとする場合の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の方法)

第2条 建設関連業務の委託契約における共同企業体の方法は、特定建設関連業務共同企業体とする。

2 前項の「特定建設関連業務共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い建設関連業務について、当該建設関連業務の規模、種類等により共同企業体の方法によることが必要と認められる場合において、当該建設関連業務の確実かつ円滑な履行を図ることを目的として当該建設関連業務ごとに結成される共同企業体をいう。

(特定建設関連業務共同企業体の対象業務)

第3条 契約担当者等（青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第129条に規定する契約担当者等をいう。以下同じ。）が、共同企業体の方法によることができるものは、次に掲げる建設関連業務のいずれかとする。

- (1) 土木関係建設コンサルタント業務で設計金額がおおむね3千万円以上のもの
- (2) 土木関係建設コンサルタントとその他の業務（測量業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務）とを組み合わせ発注する業務で、設計金額がおおむね3千万円以上のもの

(特定建設関連業務共同企業体の構成員数)

第4条 特定建設関連業務共同企業体の構成員の数は、2又は3とする。

2 前項の特定建設関連業務共同企業体の構成員の数は、発注しようとする建設関連業務（以下「発注業務」という。）ごとに契約担当者等が定めるものとする。

(特定建設関連業務共同企業体の自主結成)

第5条 契約担当者等は、共同企業体の方法によろうとするときは、入札型式により次に定める事項のうち、必要とされる事項をあらかじめ公告し、共同企業体を自主的に結成させるものとする。

- (1) 業務番号
- (2) 業務名
- (3) 業務場所
- (4) 業種
- (5) 履行期限
- (6) 業務概要（業種、規模等）
- (7) 参加資格
- (8) 設計図書及び契約書案の縦覧、現場説明並びに入札執行の日時場所
- (9) 入札執行回数
- (10) 保証金の取扱い
- (11) 最低制限価格の有無
- (12) 入札条件

- (13) 入札書記載金額等
- (14) その他必要と認められる事項

(特定建設関連業務共同企業体の構成)

第6条 特定建設関連業務共同企業体は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 分担履行方式（乙型共同企業体）であること。
- (2) 各構成員が前条第7号の参加資格の要件を有していること。
- (3) 代表者が、発注業務に対応する管理技術者を1名（照査技術者が必要な業務にあつては、管理技術者及び照査技術者をそれぞれ1名）配置することができる者であること。
- (4) 各構成員が発注業務に係る他の特定建設関連業務共同企業体の構成員になっていないこと。
- (5) 各構成員の分担する業務割合は、原則として、業務全体の20パーセント以上であること。
- (6) 構成員のうち1者以上は、参加資格規則第7条に規定する有資格建設関連業者名簿における本店所在地が青森県内にあること。
- (7) 代表者は、構成員において決定された者とする。

(特定建設関連業務共同企業体の資格審査)

第7条 青森県県土整備部建設関連業務条件付き一般競争入札事務取扱要領（令和元年5月31日青監第233号）に定めるところにより、特定建設関連業務共同企業体としての資格があるかどうかの認定を行うものとする。

(特定建設関連業務共同企業体の選定)

第8条 契約担当者等は、共同企業体の方法により建設関連業務の指名業者等を選定しようとするときは、当該選定しようとする特定建設関連業務共同企業体の適格性について、青森県県土整備部建設工事入札参加者等選定要領（平成2年4月1日青監第3号）に規定する青森県県土整備部担当課建設業者等選定委員会又は青森県県土整備部公所建設業者等選定委員会の審査を経るものとする。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。